

御所訪問看護ステーション

1. 事業者が提供するサービスについての相談・苦情窓口

電話（直通）

看護部門 0745-64-2072（午前9時～午後5時まで）

リハビリ部門 0745-64-2062（午前9時～午後5時まで）

2. 御所訪問看護ステーションの概要

（1）提供できるサービスの種類と地域等

本体事業所	医療法人 鴻池会 御所訪問看護ステーション
本体所在地	奈良県御所市池之内1064番地
管 理 者	西岡真琴
介護保険指定番号	訪 問 看 護（奈良県 2961390032号）
サービスを 提供する地域＊	御所市、大和高田市、橿原市、葛城市、香芝市、 高取町、大淀町、明日香村、（旧五條市）、桜井市

＊上記地域以外の方でもご希望の方はご相談下さい。

（2）同事業所の職員体制

	資 格	常 勤	非常勤	計
従 事 者	看護師	5 名	2 名	7 名
	理学療法士	名	0 名	名
	作業療法士	名	0 名	名
	言語聴覚士	名	0 名	名

（3）サービスの提供

①サービスの提供日

月曜日～土曜日（1月1日を除く）

②サービスの提供時間

1. 午前9時～午後5時

2. 緊急時訪問看護のみ、24時間連絡体制を実施しています。緊急時訪問看護にお申し込みされている方は、時間外でも電話による相談や連絡が可能となります。緊急時訪問看護を希望される方は、緊急時訪問看護申込書に記入の上、スタッフへお申し出下さい。

3. サービス内容

訪問看護計画書にて提示します。

4. 利用料金

(1) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として指定居宅サービス介護給付費または指定介護予防サービス給付費の単位数の1割（非課税）です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。（1単位＝10.21円）

内 容		要介護	要支援
訪問看護Ⅰ 1	20分未満	314単位	303単位
訪問看護Ⅰ 2	30分未満	471単位	451単位
訪問看護Ⅰ 3	30分以上 1時間未満	823単位	794単位
訪問看護Ⅰ 4	1時間以上1時間30分未満	1,128単位	1,090単位
訪問看護Ⅰ 5（理学療法士等）	1回(20分)につき ※(要介護)1日2回を超えて実施する場合は90/100 (要支援)1日2回を超えて実施する場合は50/100	294単位	284単位
※夜間（午後6～10時）早朝（午前6～8時）は単位数の25/100を加算 深夜（午後10～午前6時）は単位数の50/100を加算した単位数とする			
長時間訪問看護加算	1時間30分以上		300単位
複数名訪問加算（Ⅰ）	2人以上の訪問30分未満		254単位
	2人以上の訪問30分以上		402単位
複数名訪問加算（Ⅱ）	2人以上の訪問30分未満		201単位
	2人以上の訪問30分以上		317単位
緊急時訪問看護加算Ⅰ（24時間対応体制）（月1回）			600単位
看護・介護職員連携強化加算（月1回）		250単位	
特別管理加算（Ⅰ）	（月1回）		500単位
特別管理加算（Ⅱ）	（月1回）		250単位
専門管理加算	（月1回）		250単位
口腔連携強化加算	（月1回）		50単位
サービス提供体制強化加算（1回につき）			3単位
初回加算（Ⅰ）	（1回につき）		350単位
初回加算（Ⅱ）	（1回につき）		300単位
退院時共同指導加算	退院、退所後月1回（特別管理加算の場合、厚生労働大臣が定める状態等の場合は、2回まで）		600単位
ターミナルケア加算		2500単位	
看護体制強化加算（Ⅰ）※体制により加算		550単位	100単位
看護体制強化加算（Ⅱ）※体制により加算		200単位	

別紙 3

介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなる場合があります。その場合は一旦介護保険適用外の場合の料金を頂き、サービス提供証明書を発行します。サービス提供証明書を後日市町村の窓口に提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

(2) キャンセル料 1,000円（税別） ＋ 交通費（税別）

利用者又はその家族より当事業所に対しキャンセルの申し出なく、訪問時、サービスを提供することができない場合、キャンセル料が発生します。

(3) 交 通 費 当事業所より15 k m以上500円（税別）
5 k m毎に100円（税別）加算

前記2の（1）のサービスを提供する地域の方は無料です。

それ以外の地域の方は、サービス提供従事者が訪問するための交通費の実費が必要です。

(4) 料金の支払い方法

月締めで翌月15日頃に請求書にてご連絡させていただきますので、自動引落とし等にて**25日まで**にお支払い下さい。
入金後、領収証を発行します。

(5) その他

サービスを提供するために使用する、衛生材料および水道、ガス、電気等の費用は利用者の負担となります。

5. 緊急時・事故発生時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者および市町村等へ連絡をします。

6. サービス内容に関する相談・苦情窓口

①当事業所相談・苦情担当

担当 御所訪問看護ステーション 電話 0745-64-2072
西岡 真琴

②その他

当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

市町村名 御所市、大和高田市、橿原市、葛城市、高取町、
大淀町、明日香村 等

御所市役所	介護保険係 電話 0745-62-3001
大和高田市役所	介護福祉課 電話 0745-22-1101
橿原市役所	在宅福祉課介護保険係 電話 0744-22-8108
葛城市役所	新庄庁舎 電話 0745-69-3001 當麻庁舎 電話 0745-48-2811
五條市役所	介護保険係 電話 07472-2-4001
高取町役場	住民福祉課介護保険係 電話 0744-52-3334
大淀町役場	ほけん課介護保険係 電話 0747-52-5501
明日香村役場	介護保険係 電話 0744-54-5550
奈良県国民健康保険団体連合会	介護苦情係 電話 0744-29-8326

緊 急 時 の 連 絡 先

(緊急のご用件以外のご使用は避けてください)

平日・祝祭日の午後5時～午前9時まで

日曜・年末年始の終日は

TEL 090-3284-3228

通じないとき

医療法人鴻池会

TEL 0745-63-0601 (代表)

上記以外の時間帯は

TEL 0745-64-2072 (直通)

奈良県御所市池之内1064番地

医療法人 鴻池会

御所訪問看護ステーション

※ 特に 呼吸や意識等の急変につきましては、主治医の先生または、救急車にご連絡されることが先決です。

主治医

先生 TEL

救急車

1 1 9

緊急時訪問看護申込書

緊急時訪問看護体制について、ステーション管理者又は、担当看護師より訪問看護利用約款別紙または、訪問看護利用説明書別紙による説明を受けました。
その説明を了承し実施を申し込みます。

令和 年 月 日

住所

氏 名

印

家族氏名

印

続柄 ()

医療法人 鴻池会
御所訪問看護ステーション
代表者 平井 基陽 殿